

国●●●●●第●●●●●号
令和3年●●月●●日

●●●●●株式会社
代表取締役 ●● ●● 殿

国土交通省
●●地方整備局長
●● ●●

勸 告 書

貴社においては、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和2年法律第60号。以下「法」という。）を遵守し、賃貸住宅管理業務の適正な運営の確保に努めるよう、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第6号の規定に基づき、別紙記載の理由により下記のとおり勧告する。

記

- 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも以下の事項について必要な措置を講じること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する勧告内容について、役職員に対し、速やかに周知徹底すること。
 - 法令の遵守を社内に徹底するため、社内研修・教育の計画を作成し、役職員に対し継続的にこれを実施すること。
 - 日常の業務運営に関しての調査・点検を行うとともに、社内の業務管理体制の整備に努めること。
- 上記1について講じた措置（貴社においてこれ以外に講じた措置がある場合には当該措置を含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

また、今回の勧告以前において、既に講じた措置がある場合は、併せて報告すること。

(別 紙)

理 由 書

貴社は、●●●～～～

これらのことは、法第●条第●項の規定に違反する。

国●●●●●第●●●●●号
令和3年●月●●日

株式会社●●
代表取締役 ●● ●● 殿

国土交通省
●●●●●局長
●● ●●

業務改善命令書

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和2年法律第60号。以下「法」という。）第22条の規定に基づき、別紙理由書記載の理由により、下記の措置の実施を命令する。

なお、この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができない。）。

なお、本命令は、現時点で判明した事実に基づき実施するものであり、今後、必要に応じ追加の処分等を行う可能性がある。

記

- 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも以下の事項について必要な措置を講じること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する業務改善命令について、役職員に対し、速やかに周知徹底すること。
 - 法令の遵守を社内に徹底するため、社内研修・教育の計画を作成し、役職員に対し継続的にこれを実施すること。
 - 日常の業務運営に関する調査・点検を行うとともに、社内の業務管理体制の整備に努めること。
- 上記1について講じた措置（貴社においてこれ以外に講じた措置がある場合には当該措置を含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

また、今回の業務改善命令以前において、既に講じた措置がある場合は、併せて報告すること。

(別 紙)

理 由 書

貴社は、●●～～
このことは、法第●条●に違反する。

国●●●●●第●●●●●号
令和3年●月●●●日

株式会社●●
代表取締役 ●● ●● 殿

国土交通省
●●●●●局長
●● ●●

業務停止命令書

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和2年法律第60号。以下「法」という。）第23条の規定に基づき、別紙理由書記載の理由により、下記のとおり業務の停止を命ずる。

なお、この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができない。）。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、取消訴訟を提起することができる（この処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができない。）。

記

- 1 停止を命ずる業務の範囲
賃貸住宅管理業に関する業務の全部
- 2 期間
令和●年●月●日から令和●年●月●日までの●日間

(別 紙)

理 由 書

貴社は、●●～～
このことは、法第●条●に違反する。